

ぐんま食の安全情報

Vol.89

ぐんま食の安全情報は、食の安全に関する情報を食の安全情報通信員の皆さんを通じてお届けする情報紙です。

2012年9月発行
編集発行
群馬県食品安全局食品安全課

情報No. 89 農薬使用理解促進事業について～食品安全課事業紹介～

昨年、通信員の皆さんに本情報紙に関するアンケートを実施しました。その結果、今後取り上げて欲しい内容で「放射性物質」に次いで多かったのが「農薬」に関するものでした。そこで今回は、現在も実施中の「農薬使用理解促進事業」についてご紹介します。

農薬使用理解促進事業とは？

消費者の皆さんに参加していただき、農家の畑をお借りして「農薬適正使用エリア」（農家が通常行っている栽培方法）と「農薬無散布エリア」（農薬を全く使用しない栽培方法）を設置し、参加者の皆さんにふたつのエリアの生育状況、病気や害虫の発生状況を調査していただく事業です。作物の生育状況などを観察するため、日程は4日～5日間ですが、2ヶ月～3ヶ月程度かけて行っています。

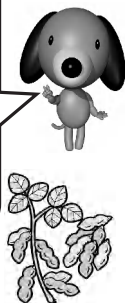
① 1日目・・・定植体験など（4月下旬）

農薬適正使用エリアと無散布エリアを設置し、農家の指導のもと、エダマメの種をまきます。

畑の例（実際に営農している一部）

農薬適正使用エリア 農薬無散布エリア

今年は、第1回として「エダマメ」を題材に行いました。現在、「レタス」が進行中です。



荒天以外は実行します。雨の時もありました。



種まきの様子



農薬散布の様子



雨の日の様子

各日程のなかで農薬使用の現状についての説明を受けたり、残留農薬検査の施設見学なども行います。

② 2～4日目・・・生育観察など

（5月下旬～7月上旬）

ふたつのエリアの害虫の数や被害、病気の発生状況などを記録します。

農薬無散布エリア

農薬適正使用エリア



7月上旬の様子

③ 最終目・・・病害虫調査・収穫体験・座談会など（7月下旬）

ふたつのエリアの生育観察の後、エダマメを収穫します。

今年は36度の猛暑日

収穫体験の様子



7月になるとそれぞれのエリアの様子がだいぶ違いますね。

生育観察結果

生育状況のほか、害虫の数、病気や被害の状況等を記録します。意見交換会では、無散布エリアから収穫したものを出荷可能なものと規格外のものとに分別、県農政部職員や農家の方に評価してもらいます。

出荷選定作業の様子



実の被害(食害痕)



観察点		エダマメの様子の違い	
		農薬適正使用エリア	農薬無散布エリア
被害状況	病害	・見あたらない。	・葉の表面に茶色の傷のようなものがある。
	虫害	・見あたらない。	・実が虫に食われて穴があいている。
	雑草	・少ない。 ・外観では目立たない。	・エダマメと同じくらいの草丈に伸びている。 ・非常に多い。 ・エダマメが雑草に埋もれている。
生育状況		・全体に平均して育っている。 ・実がよく付いている。	・発芽がまばらである。 ・株の成長が悪い。 ・株が小さくても実が付いている。 ・収穫量が少ない。

評価結果

この年は病虫害の発生が少なく、出荷できないものはあまりありませんでした。ただ、実入りが不均等(両端がふくらんで真ん中が薄いもの)でランクが下がるものが含まれていました。

雑草が大量に発生すると、肥料の奪い合いとなり、エダマメの株が十分に生育できずに収穫量が減り、農家にとっては収入の減少につながります。



農薬適正使用エリアの方が、被害状況が少なく生育状況もよいのはわかりますが、残留農薬の心配がありますよね。



残留農薬
検査

結果

すべて

検出せず

すべての農薬は残留農薬基準を超えないよう作物ごとに使用基準が定められています。農家では、使用した農薬の時期や量、回数などの生産履歴(農薬散布歴)を記帳しており、これにより使用基準に適合した使い方を行っているかがわかります。



残留農薬基準を超えなければ「安全」なのですか？

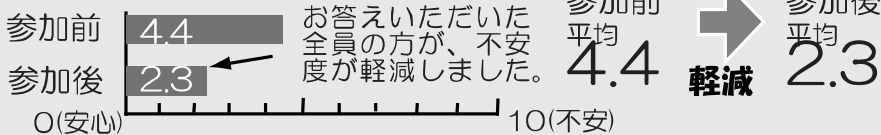
それぞれの農薬について動物実験などをもとに安全性を検査し、「人が一生涯・毎日その農薬を摂取し続けても健康上影響のない量」を求めて残留農薬基準が定められていますので、安全性が確保されています。



アンケート結果など

事業の前後に参加者の皆さんにアンケートに答えていただいています。そのうちのひとつが、次の質問でした。

農薬に対する不安度について



不安度が軽減した方に、その理由を伺ってみました。



Aさん 畑が広大で、うちのエダマメのように手で虫をつぶしていたのではとても追いつかないことがわかりました。収穫量や品質にも気を使わないと収入にも響くので、農薬を効果的に使った方がいいと実感しました。



Bさん 生産者がむやみに農薬を使っているのではと心配していたのですが、きちんと管理していることがわかって安心しました。



次は自分の目で実際に見てみたいですね！

■皆さまのご参加をお待ちしています。

お知らせ

不定期発行について、御理解と御協力ありがとうございます。今回は、10月発行予定です。

御意見・御感想
お問い合わせは
こちらへ



〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁食品安全課
TEL: 027-226-2423 FAX: 027-221-3292
電子メール: shokuanze@pref.gunma.lg.jp